

清水銀行アプリ口座開設機能利用規定

清水銀行アプリ口座開設機能に係るご利用規定（以下「本規定」といいます。）は、清水銀行（以下「当行」といいます。）が提供するアプリケーション「清水銀行アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）における口座開設機能（以下「本機能」といいます。）のお客さまへのご提供とお客さまのご利用の条件を定めるものです。本機能を利用する場合、お客さまは本規定の他、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解し、ご同意いただいたものとします。

第1条 本機能の内容および利用

1. 本機能は、本アプリをお客さまのインターネットに接続および閲覧可能な端末（以下「スマートフォン等」といいます。）にダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォン等から当行所定の方法によりお客さま情報等を当行に送信する方法により、総合口座方式の普通預金、定期預金の口座開設と、キャッシュカード発行の申込みがおこなえるサービスです。なお、清水みなとインターネット支店で口座開設をご希望の方は、総合口座方式ではなく、普通預金、定期預金の口座が別々に開設されます。
2. 本機能の利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の満18歳以上の個人のお客さまに限ります。
3. 本機能を利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限られます。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。
4. 本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴うアップデートを含みます）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。ご利用環境によってダウンロードおよびアップデートには数分を要する場合があります。

第2条 利用資格

1. マイナンバーカードをお持ちで日本国内に居住する満18歳以上の個人のお客さまが、本アプリから申込みできます。ただし、次の各号に該当する方はお申込みいただけません。
 - （1）すでに当行に普通預金口座をお持ちの方（清水みなとインターネット支店にて口座開設をご希望の方は既に当行に普通預金を保有している場合でも口座開設が可能となる場合があります。）
 - （2）マイナンバーカードをお持ちでない方
 - （3）マイナンバーカード記載の住所・氏名の変更手続きをされていない方
 - （4）マイナンバーカードの有効期限が切れている方
 - （5）その他マイナンバーカードを読み取れない方
 - （6）日本国外にお住まいの方
2. 在留カードをお持ちの外国人の方は、店頭でお申込みください。
3. この口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。

第3条 口座開設について

1. 本機能により開設した口座（以下「本口座」といいます）は、「総合口座取引規定」、「普

通預金規定」、「しみずカード規定集」および口座開設店が清水みなとインターネット支店
の場合は「清水みなとインターネット支店ご利用規定」など（以下、あわせて「各種預金
規定」といいます）によるほか、本規定により取扱います。

なお、各種預金規定と本規定とで相違が生じる場合には、各種預金規定の定めに関わらず、
本規定が優先して適用されるものとします。

2. 本口座にかかる預金契約は、当行が口座開設手続きを完了した時点で、当行とお客さま
の間に成立するものとします。ただし、お客さまに送付したキャッシュカード等が当行に
返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、本口座にかかる預金契約
を解約できるものとします。
3. 本口座は、紙通帳の発行はいたしません。普通預金口座については、本アプリの「スマ
ート通帳」をご利用ください。
4. 本口座の解約は当行所定の手続きで受付けます。

第4条 印鑑の届け出

1. 本口座の届出印は、口座開設後に別途当行所定の方法により届け出ることができます。
届出印の届出を受付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。届出
印の届出が完了するまでは、印鑑を用いたお取引はできません。

第5条 個人情報の取扱い

1. 本機能を利用した手続きにおいて、当行が取得したお客さまの個人情報については、当
行の「個人情報及び個人番号の利用目的について」に定める利用目的のために利用する
ものとします。

第6条 権利帰属、利用範囲等

1. お客さまは、個人で利用する目的に限り、本機能の利用が可能です。営利目的や第三者
の権利を侵害するなどの目的のために使用することはできません。
2. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さ
まの責めに帰すべき事由により第三者から受けた苦情、請求等については、お客さまご自
身の責任と費用にて解決するものとします。
3. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客
さまはこれを賠償する責めを負うものとします。

第7条 使用許諾

1. 当行は、お客さまが本規定に同意することを条件として、本機能をお客さまのスマート
フォンでのみ利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾する
ものとします。

第8条 免責事項

1. 本機能の利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依
頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本機能を正常
に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意また

は重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

2. 前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本機能が利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があったとき。

(2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合。

(4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

3. 郵送されるキャッシュカード等について、送付上の事故等、当行の責によらない事由により、配送遅延や口座番号等の漏えいがあった場合、そのことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. いかなる事情であっても、当行が口座開設等を拒絶したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第9条 本機能の変更等

1. 当行は、本機能および本規定の内容を変更する場合があります。この場合、当行は変更日および変更内容について、当行ホームページへ掲載する等、当行所定の方法で告知し、変更日から適用されるものとします。

第10条 規定の変更

1. 本規定は、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 準拠法 および管轄裁判所

1. 本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

2025年9月24日現在